

2007年(平成19年)5月25日

各位

本店所在地 東京都千代田区一番町8番地  
会社名 そーせいグループ株式会社  
(コード番号 4565 東証マザーズ)  
代表者 代表執行役社長 CEO 田村 眞一  
問い合わせ先 代表執行役副社長 前川 裕貴  
電話番号 03-5210-3290(代表)

### ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、2007年(平成19年)5月25日開催の取締役会において、ストックオプションを目的とする新株予約権の発行を、2007年6月22日開催予定の当社第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### I. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上を図ることを目的とし、新株予約権を割り当てるものであります。なお、今回決議をお願いいたしますストックオプションとして発行する新株予約権の総数3,500個を含めた潜在株式比率は、既発行分の権利消滅及び権利行使による減少等の要因もあり、昨年度の水準を下回っております。又、当社の取締役及び執行役に対して新株予約権を割り当てることについては、本総会後に開催される報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容として会社法第409条第3項第1号及び第3号に定める事項を決定する事を条件といたします。

#### II. 新株予約権発行の要領

##### 1. 日本在住の当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員に対する金銭の払込を要しない新株予約権

###### (1) 本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権1,219個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,219株を上限とし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合には、調整後株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

###### (2) 本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

###### (3) 本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

###### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、本総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、本新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただし、この調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、行使する新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の前5営業日における各日の東京証券取引所マザーズ市場の当社普通株式普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、本新株予約権の割当日以降、当社が次のa.又はb.に掲げる行為を行う場合には、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

a. 当社普通株式に係る株式分割又は株式併合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

b. 当社普通株式に係る時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から3年を経過した日の翌日を開始日とし、当該割当日から10年を経過した日を満了日とする。

ただし、上記開始日の翌日から起算して1年間の期間は、付与新株予約権数の4分の3を上限として行使することができるものとし、1株未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てる。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、算定の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。また、取締役会は、新株予約権の譲渡について、新株予約権割当契約において制限を加えることができる。

⑥ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

⑦ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧ 新株予約権の行使条件

- a. 当社が、株式交換、株式移転、買収等によって他社の完全子会社となる場合及び合併によって消滅会社となる場合（これらを併せて以下「株式交換等」という。）において、当社を完全子会社もしくは消滅会社とする契約等が当社の取締役会で承認されるか（会社法の定めにより当社の株主総会の承認を必要としない場合に限る。）、又は、当該契約等に関する議案が当社の株主総会で承認されたときは、③の権利行使期間の定めにかかわらず、対象者は、当該株式交換等の効力が発生する日の前日まで、全部又は一部の本新株予約権の権利行使を行うことができる。
- b. その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

2. 当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員に対する金銭の払込を要する新株予約権（日本在住者を除く）

(1) 本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権2,281個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式2,281株を上限とし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合には、調整後株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(2) 本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の払込金額の下限

新株予約権1個当たり1円を下限とする。

(3) 本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、本総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、本新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただし、この調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、行使する新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の前5営業日における各日の東京証券取引所マザーズ市場の当社普通株式普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、本新株予約権の割当日以降、当社が次のa.又はb.に掲げる行為を行う場合には、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

a. 当社普通株式に係る株式分割又は株式併合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

b. 当社普通株式に係る時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- ③ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の割当日から3年を経過した日の翌日を開始日とし、当該割当日から10年を経過した日を満了日とする。  
ただし、上記開始日の翌日から起算して1年間の期間は、付与新株予約権数の4分の3を上限として行使することができるものとし、1株未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てる。
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、算定の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。  
また、取締役会は、新株予約権の譲渡について、新株予約権割当契約において制限を加えることができる。
- ⑥ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
- ⑦ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使条件
- a. 当社が、株式交換、株式移転、買収等によって他社の完全子会社となる場合及び合併によって消滅会社となる場合（これらを併せて以下「株式交換等」という。）において、当社を完全子会社もしくは消滅会社とする契約等が当社の取締役会で承認されるか（会社法の定めにより当社の株主総会の承認を必要としない場合に限る。）、又は、当該契約等に関する議案が当社の株主総会で承認されたときは、③の権利行使期間の定めにかかわらず、対象者は、当該株式交換等の効力が発生する日の前日まで、全部又は一部の本新株予約権の権利行使を行うことができる。
  - b. その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

以上